

知っていますか? DVのこと

パートナーとのより良い関係を築くために



平成23年度
稻城市

このパンフレットの発行は、「男女平等推進いなぎプラン」に基づく事業です。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や親密な関係にあるパートナー同士の間に起こる暴力を、ドメスティック・バイオレンス(DV)といいます。

デートDV

DVは、大人の間だけに見られる問題ではなく、学生をはじめとした若い男女などの恋人同士の間でも起こっていて、デートDVと呼ばれています。

どのような暴力があるのか

身体的な暴力だけでなく、言葉や態度によるものもあります。

・身体的暴力

殴る、蹴る、髪を引っ張る、首を絞める、腕をねじる、引きずり回す、物を投げつけるなど

・精神的暴力、経済的暴力

大声で怒鳴る、「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」など人格をおとしめるような暴言を浴びせる、人前でバカにしたり命令するような口調でものを言ったりする、交友関係や電話、郵便物、家計の支出など細かく監視して行動を制限する、何を言っても無視して口をきかない、大切にしている物を壊したり捨てたりする、掃除の仕方をチェックする、生活費を渡さないなど

・性的暴力

見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる、嫌がっているのに性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないなど

暴力を振るう人は、どんな人か

暴力を振るう加害者については、一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収に関係がないといわれます。人当たりが良く、社会的信用もあり、周囲の人からは「家で妻に対して暴力を振るっているとは想像できない」と言われるような人が暴力を振るっているケースもあります。

なぜ逃げる事が出来ないのか

「なぜ逃げないのか」「なぜ別れないのか」と思うかもしれません、被害者は次のような状況に置かれていることがあります。

・恐怖感

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。

・無力感

被害者は暴力を振るわれ続けることにより、「自分は夫から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。

・複雑な心理

「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚する

ことが困難になっていることもあります。

・経済的問題

夫の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げることができない場合もあります。

・子どもの問題

子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかり、逃げることに踏み切れないこともあります。

・失うもの

夫から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。

DVで悩んでいる人、もしかしたらDVかもしれないと思っている人は

一人で不安や悩みを抱え込まずに、信頼できる人に相談してみましょう。公的な相談機関もありますので利用しましょう。相談することで新しい気づきや解決方法が見つかるかもしれません。

DVで悩んでいる人がいたら、あるいは相談を持ちかけられたら

まず、その人の話をよく聞いて受け止めてあげましょう。「あなたも悪かったのでは？」などと言わずに「あなたは悪くない、あなたの責任ではない」と何度も言ってあげましょう。「それはひどい人だから、早く別れたほうがいい。」などと自分の意見を押し付けることはいけません。

その人が自分で考え、自分で判断できるような支えになってあげましょう。そして公的な相談機関があることを教えてあげてください。

DVを、他人事だと思わないで下さい

多くの人が、ドメスティック・バイオレンス（DV）という言葉を見たり聞いたりしたことがあると思います。しかし、自分には関係ないと思っている人がほとんどではないでしょうか。DVは身近に起きています。もしかしたら、気づかぬうちにあなたも加害者、被害者になっているかもしれません。

DVは、暴力（身体的に限らず）による恐怖心や不安を利用して相手を支配しようとして起こります。配偶者暴力防止法においては被害者を女性には限定していませんが、配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性です。配偶者からの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。

また、暴力の原因としては、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、暴力は絶対にあってはならないことなのです。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力根絶に向けたシンボルマークです。

解決に向けた一歩へ！

一人で悩みを抱え込まずにご相談ください。(秘密厳守、相談無料)

◇いなぎ女性の悩み相談

相談方法：電話または面談により相談できます。

相談日：毎月第1・3水曜日、第4土曜日

※水曜日のみ男性の相談も受け付けます。

時間：午前10時～午後4時（1人50分間）

申し込み方法：前日までに予約してください。

（電話 042-378-2112）



◇その他の相談窓口

☆東京ウィメンズプラザ

毎日（年末年始を除く）

午前9時～午後9時（電話 03-5467-2455）

☆東京都女性相談センター多摩支所

月～金（祝日、年末年始を除く）

午前9時～午後4時（電話 042-522-4232）

☆警視庁総合相談センター

月～金（祝日、年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分（電話 03-3501-0110）

※夜間・緊急時の場合（事件発生時）は、警察（TEL110）に連絡してください。

稲城市の男女共同参画社会の実現に向けてご利用ください。

男女平等推進センター

稲城市男女平等推進センターは、すべての人が性別に関わりなく平等で、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて活動をしていくための拠点施設として、ご利用いただけます。

施設紹介

開館時間は午前9時から午後10時。

休館日は毎月第2火曜日と年末年始です。

◆打ち合わせコーナー

10名程度の話し合いに利用できます。

◆キッズルーム

活動時の一時保育や授乳にも利用できます。

◆情報資料コーナー

情報検索用のインターネットパソコンの利用や、書籍・行政資料・啓発ビデオなどの閲覧及び貸出しができます。（貸出しあは2冊を2週間まで）

◆印刷室

印刷機、コピー機、拡大機、紙折機があります。（有料）

◆相談室

「いなぎ女性の悩み相談」などを行います。

※施設の詳細については、稲城市地域振興プラザ1階の協働推進課へお問い合わせください。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康/権利)

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは1994年、カイロ国際人口・開発会議で採択された「カイロ行動計画」に取り入れられました。

リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味します。

思春期以後、生涯にわたる性と生殖に関する健康を意味し、子どもを持たないライフスタイルを選択する人々を含めた、すべての個人に保障されるべき健康概念です。

リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利です。すべての人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利です。

編集・発行

平成24年2月

稻城市企画部協働推進課女性青少年係

〒206-0802 稲城市東長沼2112-1 (地域振興プラザ内)

TEL 042-378-2112 FAX 042-378-6971

Email kyoudousui@city.inagi.lg.jp